

津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定について

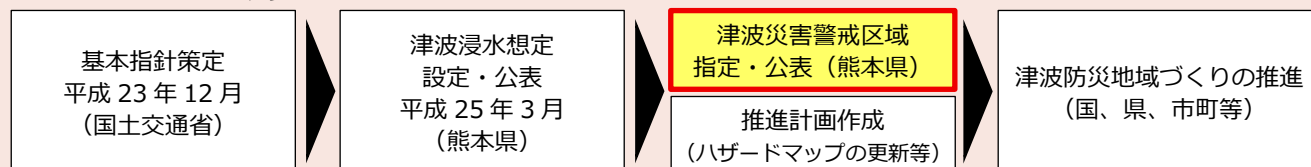
～ なんとかしても命を守る ～

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓に、津波による災害からの生命及び財産を保護するため、「津波防災地域づくりに関する法律」が平成 23 年 12 月に成立しました。

熊本県では、本法律に基づき、平成 25 年 3 月に県内の全沿岸（有明海、天草西、八代海）における「津波浸水想定」を設定し、これを基に沿岸市町において、津波ハザードマップが作成されています。

今回、津波浸水想定を踏まえた「津波災害警戒区域」を指定し、より確実な津波防災地域づくりを進めていきます。

<津波防災地域づくりに向けた流れ>



「津波災害警戒区域」の指定

<指定区域：沿岸 14 市町の一部>

熊本市、八代市、荒尾市、水俣市、玉名市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町

「津波災害警戒区域」とは？

最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するため、津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

建築や開発行為の規制はありません。



「津波浸水想定」と「津波災害警戒区域」の違い

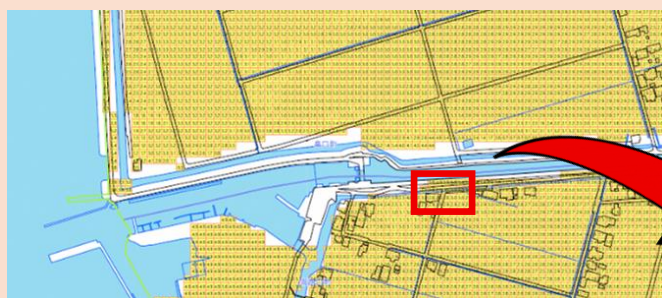
【津波浸水想定】

- ・浸水想定「区域」及び「浸水深」を表示します。



【津波災害警戒区域】

- ・「災害警戒区域」及び「基準水位」を表示します。



基準水位とは？

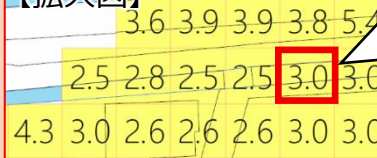


想定した最大クラスの津波が建物に衝突した際のせり上がり(水位上昇)を考慮した水位であり、地盤面からの高さで表示します。



基準水位が表示されることで、津波から避難する上で有効な高さを想定でき、避難施設等の効率的な整備の目安となります。

【拡大図】



10m 四方毎に基準水位(m)を0.1m 単位で表示

～ 津波から命を守るために ～

区域内の住民のみなさまへ

自分や家族がどのように避難すればよいか考えてみましょう。

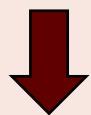
- (1) 自宅や学校、職場などの浸水する深さ(基準水位)を確認しましょう
- (2) お住いの市町村の「津波ハザードマップ」などで、近くの安全な高台を探し、避難経路を想定しましょう
- (3) 想定した避難経路を歩いて、危険箇所がないか確認しましょう
- (4) 高台や津波避難ビル等実際に登ってみましょう

POINT



地域内の事業者（施設所有者・管理者）のみなさまへ

(市町村) 地域防災計画に位置付け



円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設

(事業者) 避難確保計画の作成



- ・市町村長に報告
- ・公表

(事業者) 避難訓練の実施

- ・結果を市町村長に報告

市町村の地域防災計画に位置付けられた社会福祉施設や学校、医療施設などは、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務づけられます。

POINT

※避難確保計画で定める事項

- ・防災体制に関すること
- ・利用者の避難誘導に関すること
- ・避難訓練及び防災教育の実施に関すること

不動産のみなさまへ

津波災害警戒区域内の不動産取引時には、宅地建物取引業法に規定している（施行規則第16条の4の3）重要事項説明の義務が生じます。



POINT

津波災害警戒区域に関する図書の検索方法

詳細な区域につきましては、熊本県ホームページをご確認ください。

URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/241492.html>



問合せ先

農林水産部 農村振興局 農地整備課 防災班
農林水産部 水産局 漁港漁場整備課 計画班
土木部 河川港湾局 河川課 計画調査班
土木部 河川港湾局 港湾課 海岸環境班

TEL : 096-333-2417 (直通)
TEL : 096-333-2465 (直通)
TEL : 096-333-2507 (直通)
TEL : 096-333-2517 (直通)

